

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和2年4月9日(2020.4.9)

【公表番号】特表2019-513010(P2019-513010A)

【公表日】令和1年5月23日(2019.5.23)

【年通号数】公開・登録公報2019-019

【出願番号】特願2018-546415(P2018-546415)

【国際特許分類】

C 1 2 N	5/077	(2010.01)
A 6 1 K	35/34	(2015.01)
A 6 1 K	35/545	(2015.01)
A 6 1 P	21/00	(2006.01)
A 6 1 P	21/04	(2006.01)
A 6 1 P	9/04	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)
A 6 1 P	13/02	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/5575	(2006.01)

【F I】

C 1 2 N	5/077	Z N A
A 6 1 K	35/34	
A 6 1 K	35/545	
A 6 1 P	21/00	
A 6 1 P	21/04	
A 6 1 P	9/04	
A 6 1 P	9/00	
A 6 1 P	13/02	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	31/5575	
A 6 1 P	43/00	1 0 5

【手続補正書】

【提出日】令和2年2月27日(2020.2.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

それを必要とする対象における筋肉の損傷、筋肉の傷害、または筋萎縮の治療のためのPGE2異化を減衰させる化合物の治療的有効量を含む、組成物。

【請求項2】

前記化合物が、ヒドロキシプロスタグランジンデヒドロゲナーゼ(PGDH)阻害剤である、請求項1記載の組成物。

【請求項3】

前記化合物が、

15-ヒドロキシプロスタグランジンデヒドロゲナーゼ(15-PGDH)を不活性化もしくは妨害するか、またはプロスタグランジントランスポーター(PTGもしくはSLC02A1)を不活性化もしくは妨害する、化合物、中和ペプチド、または中和抗体である、請求項1記載の組成物。

【請求項4】

前記PGDH阻害剤が、15-ヒドロキシプロスタグランジンデヒドロゲナーゼ(15-PGDH)阻害剤である、請求項2記載の組成物。

【請求項5】

非経口投与、静脈内投与、皮下投与、腹腔内投与、筋肉内投与、動脈内投与、血管内投与、心臓内投与、くも膜下腔内投与、鼻腔内投与、皮内投与、硝子体内投与、経粘膜投与、経口投与、坐剤としての投与、および/または局所的投与を介して、それを必要とする対象に投与される、請求項1記載の組成物。

【請求項6】

経口投与を介してそれを必要とする対象に投与される、請求項1記載の組成物。

【請求項7】

短期的曝露、間欠的曝露、長期的治療計画、または連続的曝露によって、それを必要とする対象に投与される、請求項1記載の組成物。

【請求項8】

筋肉の損傷、筋肉の傷害、または筋萎縮が、急性の筋肉の傷害、断裂、または外傷、手の軟部組織傷害、デュシェンヌ型筋ジストロフィー(DMD)、ベッカー型筋ジストロフィー、肢帶型筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症(ALS)、遠位型筋ジストロフィー(DD)、遺伝性ミオパシー、筋緊張性筋ジストロフィー(MDD)、ミトコンドリアミオパシー、筋細管ミオパシー(MM)、重症筋無力症(MG)、鬱血性心不全、周期性四肢麻痺、多発性筋炎、横紋筋融解症、皮膚筋炎、癌性悪液質、AIDS悪液質、心臓悪液質、ストレス誘発性尿失禁、筋肉減弱症、および脊髄性筋萎縮症からなる群より選択される、請求項1記載の組成物。

【請求項9】

筋肉の損傷、筋肉の傷害、または筋萎縮が、骨格筋の損傷、骨格筋の傷害、または骨格筋萎縮である、請求項1記載の組成物。

【請求項10】

筋肉の損傷、筋肉の傷害、または筋萎縮が、筋肉減弱症である、請求項1記載の組成物。

【請求項11】

筋肉の損傷、筋肉の傷害、または筋萎縮が、デュシェンヌ型筋ジストロフィー(DMD)である、請求項1記載の組成物。

【請求項12】

筋肉の損傷、筋肉の傷害、または筋萎縮が、脊髄性筋萎縮症である、請求項1記載の組成物。

【請求項13】

前記化合物が、15-ヒドロキシプロスタグランジンデヒドロゲナーゼ(15-PGDH)阻害剤であり、筋肉の損傷、筋肉の傷害、または筋萎縮が、骨格筋の損傷、骨格筋の傷害、または骨格筋萎縮であり、かつ前記組成物が経口投与によって投与される、請求項1記載の組成物。

【請求項14】

薬学的に許容される担体をさらに含む、請求項1記載の組成物。